平成２１年（フ）第３８８号
埼玉県比企郡嵐山町大字志賀274番地133
債務者　石川洋次郎
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３９５号
埼玉県熊谷市村岡1895番地１
債務者　滝澤　澄子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４４０号
新潟市北区太田甲5208番地２、前住所新潟市北区北陽１丁目804番地５
債務者　安沢　俊次（旧姓大津）
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１０４号
新潟県村上市堀片５番15号
債務者　大矢ミサ子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第８１号
新潟県上越市東本町２丁目２番１号
債務者　豊田　和彦
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第３７８号
金沢市新保本１丁目47番地３
債務者　谷川　宗則
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３８８号
金沢市小立野２丁目23番11号、従前の住所金沢市旭町１丁目20番40号
債務者　大橋　　勝
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３８９号
金沢市小立野２丁目23番11号、従前の住所金沢市旭町１丁目20番40号
債務者　大橋　和美
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３９７号
石川県白山市手取町シ32番地１
債務者　佐藤　一仁
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２０５０号
名古屋市昭和区御器所４丁目１番４号　御器所コーポ503号
債務者　松本　京子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２６７号
名古屋市緑区池上台２丁目254番地の１　池上館301号
債務者　伸和装美こと　大森　清繁
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３３３号
愛知県海部郡蟹江町今西１丁目220番地　笹木貸家南西
債務者　中井　清文
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４４４号
愛知県小牧市郷中２丁目117番地　セジュール林101号
債務者　水野　淳広
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５０２号
名古屋市千種区若水２丁目１番２号　市営仲田荘２―605号、住民票上の住所名古屋市千種区若水２丁目１番４号　市営仲田荘４―191号
債務者　吉國　　操
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５２２号
名古屋市北区楠味鋺１丁目501番地　ハイホーム天道Ｂ棟202号
債務者　清水　　明
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１９号
三重県津市小舟566番地20
債務者　山﨑　悦子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１３６１号
京都市北区上賀茂本山343番地　市営住宅28号
債務者　藤澤　純子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係